

# 「高知県における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の全体構成

**令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタート**することを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、**部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、県としての考え方を示すもの**  
※公立中学校等が主な対象（「IV学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた全ての中学校及び高等学校等が対象）

## I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
  - (1) 基本的方針
  - (2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）
  - (3) 留意事項

## II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は参考資料1を参照
  - (1) 趣旨
  - (2) 想定される認定の効果
  - (3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
  - (4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

## III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
  - (1) 市町村等における体制整備
  - (2) 国・県・市町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
  - (3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
  - (4) 関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
  - (1) 運営団体・実施主体の整備等
  - (2) 指導者の確保・育成
  - (3) 活動場所の確保
  - (4) 活動場所への移動手手段の確保
  - (5) 生徒の安全・安心の確保
  - (6) 障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

## IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
  - (1) 学校部活動に関する方針の策定等
  - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
  - (1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
  - (2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
  - (3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

## V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
  - (1) 大会等への参加の引率
  - (2) 大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

## VI 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

## 参考資料

- 1 地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。）
- 2 部活動の地域展開等に関する参考資料
- 3 教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱のひな型（申請書等の様式を含む）
- 4 高知県における部活動改革に関する方針について

# 「高知県における部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（主なポイント）

**基本的方針** 『高知県の子供どもたちが、将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保する。』

**改革期間** 「改革実行期間」（前期）令和8年度～10年度【中間評価】 ※令和10年度に中間評価を実施  
「改革実行期間」（後期）令和11年度～13年度

改正給特法の目標\*に沿って、全公立中学校の部活動について地域展開等を加速化する。

\* 令和7年6月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」により、**令和11年までに**教育職員の時間外在校等時間を**月平均30時間程度**に削減

## I 取組方針

休日

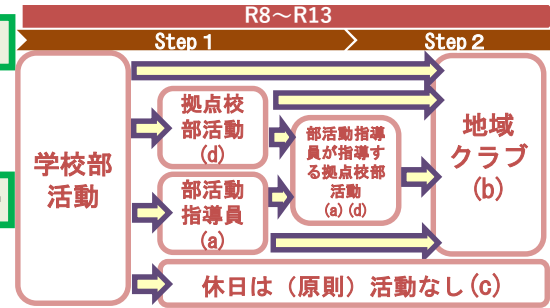
**Step 1 令和10年4月までに、原則、教員が休日に指導を行わない体制に移行**

- (a)部活動指導員の活用、(b)地域クラブ活動、(c)休日は（原則）部活動を行わない から選択
- 地域クラブへの前段階として、複数校による(d)拠点校部活動も推進
- 地域に人材が不在の場合や指導を希望する場合は、教員が「兼業」で地域クラブを指導

**Step 2 令和13年度末までを目安に、休日の学校部活動は地域クラブ活動に移行**

(a)部活動指導員の活用や(d)拠点校部活動への移行を推進し、指導者が確保できた場合など、環境が整備されれば段階的に地域へ展開。一方、指導者を確保できない等、環境整備が難しい場合は、当面、教員が指導。

平日



競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、**国が示す要件等に基づき、市町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組み**を構築

【呼称】「認定地域クラブ活動」【想定される認定の効果】 公的支援、大会・コンクールへの円滑な参加等

【主要要件】活動時間(平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内)/休養日(週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか)/低廉な参加費/指導体制/安全確保/学校等との連携

## III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

**推進体制**

県としての取組方針の提示・市町村等への支援・周知広報等/市町村等が改革の責任主体/専門部署の設置・コーディネーターの配置/生徒が所属する中学校等との連携/関係団体等・大学・民間企業との連携等

**各種課題への対応**

①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保 ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理

**ニーズ反映・参画促進等**

生徒等のニーズの把握・反映/地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等/生徒のクラブ運営等への参画

## IV 学校部活動の在り方

●適切な運営のための体制整備 ●適切な指導及び安全・安心の確保 ●適切な活動時間・休養日等\*の設定

●生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

\*活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内の週11h程度）/休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか）

## V 大会等の在り方

●生徒の参加機会確保 ●大会等への引率や運営に係る体制整備 ●生徒の安全確保 ●大会等の在り方の見直し

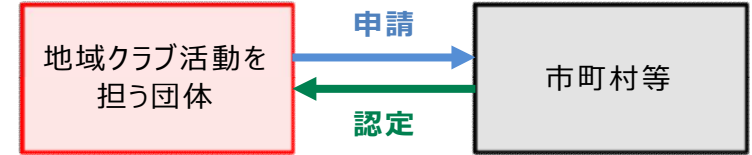
## VI 関連制度

従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化/教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意/高校入試における取扱いなど

# 地域クラブ活動に関する認定制度の概要

## 認定スキーム

- **国が示す認定要件等に基づき、市町村等が認定を実施**
  - **地域クラブ側からの申請**を受け、**市町村等において審査の上、認定**  
認定後も、市町村等が適切に指導助言等を実施
- ※国が示す認定要件に沿って、**市町村等が自ら運営する地域クラブ活動**については、**認定したものとみなす**  
 ※**認定の有効期間**は、**最長3年間の範囲内**で、地域の実情に応じて**市町村等において設定**



## 認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた <b>教育的意義の継承・発展</b> 、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は <b>1日2時間程度以内</b> 、休日は <b>1日3時間程度以内</b> ・週2日以上 <b>の休養日</b> を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り <b>低廉な参加費等</b> を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の <b>不適切行為の防止徹底</b> （日本版DBSの活用を含む） ・市町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導* *「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や活動環境等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・ <b>怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入</b> （参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

※円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

## 想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加